

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人水産総合研究センター

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 19 年 6 月から原則として一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

|                                  |      | 平成18年度実績         |                  | 見直し後            |                  |
|----------------------------------|------|------------------|------------------|-----------------|------------------|
|                                  |      | 件数               | 金額(億円)           | 件数              | 金額(億円)           |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      |                  |                  | (0%)<br>0       | (0%)<br>0        |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |                  |                  | (59.4%)<br>614  | (24.8%)<br>17.49 |
|                                  | 企画競争 | (0.1%)<br>1      | (0.7%)<br>0.47   | (12.3%)<br>127  | (51.8%)<br>36.56 |
| 随意契約                             |      | (99.9%)<br>1,033 | (99.3%)<br>70.11 | (28.3%)<br>293  | (23.4%)<br>16.53 |
| 合 計                              |      | (100%)<br>1,034  | (100%)<br>70.58  | (100%)<br>1,034 | (100%)<br>70.58  |

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

|                                  |      | 平成18年度実績       |                 | 見直し後           |                 |
|----------------------------------|------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
|                                  |      | 件数             | 金額(億円)          | 件数             | 金額(億円)          |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      |                |                 | (0%)<br>0      | (0%)<br>0       |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |                |                 | (5.0%)<br>6    | (2.7%)<br>0.17  |
|                                  | 企画競争 | (0.9%)<br>1    | (7.5%)<br>0.47  | (3.4%)<br>4    | (14.7%)<br>0.92 |
| 随意契約                             |      | (99.1%)<br>119 | (92.5%)<br>5.81 | (91.6%)<br>110 | (82.6%)<br>5.19 |
| 合 計                              |      | (100%)<br>120  | (100%)<br>6.28  | (100%)<br>120  | (100%)<br>6.28  |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

|                                  |      | 平成18年度実績      |                 | 見直し後           |                  |
|----------------------------------|------|---------------|-----------------|----------------|------------------|
|                                  |      | 件数            | 金額(億円)          | 件数             | 金額(億円)           |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      |               |                 | (0%)<br>0      | (0%)<br>0        |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |               |                 | (66.5%)<br>608 | (26.9%)<br>17.32 |
|                                  | 企画競争 | (0%)<br>0     | (0%)<br>0       | (13.5%)<br>123 | (55.5%)<br>35.64 |
| 随意契約                             |      | (100%)<br>914 | (100%)<br>64.30 | (20.0%)<br>183 | (17.6%)<br>11.34 |
| 合 計                              |      | (100%)<br>914 | (100%)<br>64.30 | (100%)<br>914  | (100%)<br>64.30  |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成19年6月1日付けで、当センターの規程を以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「500万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買又は物件の賃借以外について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

なお、「その他特別の理由があるとき」については、平成19年11月1日付けで、当センターの規程を改正し、削除した。

(3) 随意契約の公表の基準について、平成19年6月1日付けで、当センターの規程を以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買又は物件の賃借以外について、「500万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更

## 2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成19年6月から、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外について、原則として一般競争入札等に移行したが、以下について、平成19年度中に検討を行い、平成20年度以降の導入を目指す。

(1) 総合評価方式の導入

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。  
(平成20年3月を目途に作成予定。)
- ③ プロジェクトチームの設置  
上記の措置を行うため、検討・作業チームを設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる期間を前提とするようなリース契約等について、単年度契約から複数年度契約へ移行が可能であるか、検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入や公告の方法、集中調達の拡大等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

「公共調達の適正化について」に即して、内部監査の更なる充実を図るとともに、重点的な監査を実施していく。